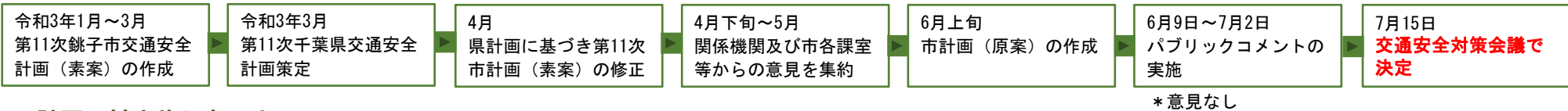


# 「第11次銚子市交通安全計画」の概要

## ■ 計画策定のプロセス



## ■ 計画の基本的な考え方

### 計画の性格

- ・ 第11次銚子市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国が策定する第11次交通安全基本計画及び県が策定する第11次千葉県交通安全計画に基づいて策定する法定計画です。
- ・ この計画は、銚子市の交通安全施策の大綱となるもので、県、国の指定地方行政機関、市等から構成される「銚子市交通安全対策会議」で決定されます。

### 計画の基本理念

- ・ 人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全都市ちょうし」の実現を目指します。

### 計画期間

- ・ 令和3年度から令和7年度までの5年間

## ■ 交通安全の現状と目標

### ○ 道路交通事故の現状

令和2年の交通事故の状況

発生件数128件、負傷者数179件、死者数3件

交通死亡事故の特徴（平成28年～令和2年）

- ・ 高齢者の割合は**8割**を超えており、すべてが**50歳代以上**となっている。（65歳以上9件、60～64歳1件、50歳代1件）
- ・ 歩行中の死者数の割合が5割を超えている。（歩行中6件、自転車乗車中2件、自動車乗車中2件）

### ○ 道路交通安全の目標

市の交通事故や交通安全の取組状況を踏まえ、次のとおりとします。

**死者数：年間0人**

**交通事故負傷者数：年間150人以下**

### ○ 計画の重点事項

交通事故の現状を踏まえ、「高齢者の交通安全対策の強化」を重点事項とします。

## ■ 5つの視点のに基づき実施する主な事業

### 【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

- ・ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進
- ・ 高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進
- ・ 運転免許自主返納に対する支援措置の拡充等
- ・ 幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進

### 【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

- ・ 通学路等における交通安全の確保
- ・ 安全で快適な自転車利用環境の整備

### 【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

- ・ 生活道路における交通安全対策の推進

### 【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・ 交通安全推進隊の整備・支援
- ・ 交通安全運動の推進

### 【第5の視点】交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進

- ・ 交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・ 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断